

令和3年 第3回栗原市農業委員会総会議事録

令和3年3月26日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和3年 第3回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 5 報告第 2号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 6 報告第 3号 令和3年栗原市農作業標準賃金について
- 日程第 7 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可取消願について
- 日程第 8 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第 4号 農用地利用集積計画について
- 日程第11 議案第 5号 農用地利用配分計画について
- 日程第12 議案第 6号 非農地証明願について
- 日程第13 議案第 7号 栗原市農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第14 議案第 8号 令和3年度栗原市農業委員会事業計画について

1 出席委員 (22名)

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1番 佐々木 栄 夫 委員、 | 2番 佐藤 勝 委員、 |
| 3番 熊谷 ゆり 委員、 | 4番 佐々木 弘 委員、 |
| 5番 遊佐 一成 委員、 | 6番 菅原 勝宏 委員、 |
| 7番 岩淵 敬一 委員、 | 8番 米山 嘉彦 委員、 |
| 9番 阿部 一信 委員、 | 10番 曾根 金雄 委員、 |
| 11番 三浦 正勝 委員、 | 12番 鈴木 和子 委員、 |
| 13番 芳賀 博秋 委員、 | 14番 尾形 陽一郎 委員、 |
| 15番 高橋 寛 委員、 | 16番 狩野 善典 委員、 |
| 18番 高橋 榮一 委員、 | 19番 岩渕 弘 委員、 |
| 20番 三浦 栄 委員、 | 21番 大沢 純香 委員、 |
| 23番 吉田 優俊 会長職務代理者、 | |
| 24番 鈴木 康則 会長 | |

2 欠席委員

17番 佐々木 耕太郎 委員、 22番 大場 裕之 委員、

3 議事に参与した者

事務局長	二階堂	賢
事務局長補佐	小山	雅規
農地農政係 主幹兼係長	藤	広実
農地農政係 主査	高橋	潤
農地農政係 主事	千葉	和哉
農地農政係 主事	菅原	佑太

(午後1時30分 開会)

議長

ご起立願います。

「ご苦労様です。」ご着席願います。

先日は連携会議大変ご苦労様でした。また、名取での研修会へご参加いただき、大変お疲れ様でした。

そして、報告ですが、令和2年度の農業委員会だよりコンクールにおいて、栗原市農業委員会が特別賞を受賞し、19日の臨時総会の日、このとおり表彰状を授与してきましたので、ご報告いたします。

議長

それでは、只今から、令和3年 第3回
栗原市農業委員会総会を開会いたします。

議長

ただいまの出席委員は、22名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

議長

欠席の通告があります。

議席番号17番 佐々木 耕太郎 委員、議席番号22番 大場 裕之 委員から、所要のため、欠席する旨の、通告がございます。

議長

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案説明等のため、事務局長ほか関係職員を出席させております。

議長

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、会議場の換気をしております。
また、皆様にはマスク着用をお願いいたします。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、農業委員会会議規則第27条の規定により、議席番号18番
高橋 榮一 委員、議席番号19番 岩渕 弘 委員の両名を指名いたします。

議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長

日程第3、事務報告を行います。

事務局長から報告いたします。

事務局長

議案資料に基づき、令和3年2月26日から令和3年3月26日までに実施した事務
事業等の報告並びに、令和3年3月31日から令和3年4月27日までに予定している
事務事業等について説明。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長

日程第4、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告い
たします。

第1区の番号1番から4番までの4案件、第2区の番号5番から12番までの8案
件、第3区の番号13番から18番までの6案件、併せて18案件について、事務局か
ら報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 2筆 5, 096㎡、双方合意による農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

番号2番は、築館地区の田 5筆 9, 871㎡、売買のための基盤法による賃貸借権解約の1案件、

番号3番は、一迫地区の田 1筆 5, 385㎡、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の1案件、

番号4番は、一迫地区の田 12筆 14, 449㎡、新たな賃貸借権設定のための基盤法による賃貸借権解約の1案件、

第2区の番号5番は、若柳地区の田 2筆 1, 183㎡、

番号6番は、若柳地区の田 8筆 7, 579㎡、いずれも、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の2案件、

番号7番、番号8番は、関連案件で、築館地区の田 1筆 673㎡、若柳地区の田 3筆 4, 676㎡、及び畑 1筆 342㎡、合計 5, 691㎡、双方合意による農地中間理事業による賃貸借権解約の2案件、

番号9番は、志波姫地区の田 7筆 10, 486㎡、

番号10番は、志波姫地区の田 4筆 3, 615㎡、いずれも、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の2案件、

番号11番は、志波姫地区の田 1筆 1, 991㎡、

番号12番は、志波姫地区の田 7筆 9, 058㎡、いずれも、新たな賃貸借権設定のための基盤法による賃貸借権解約の2案件、

第3区の番号13番は、栗駒地区の田 2筆 1, 840㎡、双方合意による農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

番号14番は、栗駒地区の田 1筆 802㎡、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の1案件、

番号15番、番号16番は、関連案件で、栗駒地区の田 10筆 6, 199㎡、いずれも、双方合意による農地中間理事業による賃貸借権解約の2案件、

番号17番は、鶯沢地区の田 2筆 2, 044㎡、売買のための農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

番号18番は、鶯沢地区の田 1筆 1, 044㎡、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の1案件、

以上、18案件を説明報告。

議長

これで、日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長

日程第5、報告第2号 使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番・2番の2案件、第2区の番号3番から6番までの4案件、第3区の番号7番の1案件、併せて7案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 1筆 29, 128㎡、売買のための基盤法による使用貸借権解約の1案件、

番号2番は、一迫地区の田 3筆 10, 411㎡、新たな賃貸借権設定のための農地法第3条による使用貸借権解約の1案件、

第2区の番号3番は、若柳地区の田 20筆 10, 542㎡、新たな賃貸借権設定のための農地法第3条による使用貸借権解約の1案件、

番号4番、番号5番は、関連案件で、若柳地区の田 8筆 5, 674㎡、双方合意による農地中間理事業による使用貸借権解約の2案件、

番号6番は、志波姫地区の田 7筆 16, 128㎡、新たな賃貸借権設定のための基盤法による使用貸借権解約の1案件、

第3区の番号7番は、栗駒地区の田 2筆 1, 428㎡、双方合意による農地法第3条による使用貸借権解約の1案件、

以上、7案件を説明報告。

議長

これで、日程第5、報告第2号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長

日程第6、報告第3号 令和3年栗原市農作業標準賃金について、を報告いたします。内容について、事務局から報告いたします。

事務局

令和3年栗原市農作業標準賃金について、内容等につきましては、先の連携会議において説明したとおりでございますが、変更点と注意事項について再度説明いたします。

変更点につきましては、これまでは各年度で設定していましたが、今後は暦年での設定とするということで、この表は4月から12月までとなります。

また、バインダー及びハーベスタの項目の削除、ドローンによる薬剤散布の項目を追加しております。

注意事項といたしましては、表の下段に記載のとおり、この表は目安となる標準的な額を定めたものです、実際の作業料金を決める場合は、地域の実情や圃場の条件等に合わせて、委託者と受託者で話し合い決めていただくこととなります。

この令和3年栗原市農作業標準賃金表については、4月1日発行の農業委員会だより及び市のホームページで公表することとしております。

報告第3号について、以上で内容の報告を終わります。

議長

これで、日程第6、報告第3号 令和3年 栗原市農作業標準賃金について、報告を終わります。

議長

日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願について、を議題といたします。

はじめに、第2区の番号1番の案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号1番は、所有権移転贈与の案件で、志波姫地区の田 11筆 24, 165㎡、及び畑 3筆 2, 443㎡、合計 26, 608㎡、
経営継承のために所有権移転贈与する目的により令和2年2月26日付で許可をしておりましたが、譲受人の仕事上の都合により、贈与者が引続き農業経営を行うこととなったため、許可の取消を願い出る旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号2番の案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号2番は、所有権移転贈与の案件で、栗駒地区の田 19筆 33, 946㎡、及び畑 4筆 1, 417㎡、合計 35, 363㎡、
経営継承のために所有権移転贈与する目的により平成30年5月29日付で許可をしておりましたが、譲受人の労力不足により第三者へ利用権の設定を行うこととなったため、許可の取消を願い出る旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願についての、番号1番・2番の2案件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願についての、番号1番・2番の2案件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

日程第8、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から10番までの、10案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 1筆 29, 128㎡、栗原市において、農業経営を開始するための所有権移転売買の1案件、市外居住者取得により詳細説明。

番号2番は、築館地区の田 6筆 11, 925㎡、経営継承のための使用貸借権設定の1案件、

番号3番は、高清水地区の田 1筆 757㎡、

番号4番は、高清水地区の田 2筆 1, 157㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の2案件、

番号5番は、高清水地区の田 4筆 3, 135㎡、相手方の要望による貸借権設定の1案件、

番号6番は、一迫地区の田 6筆 5, 102㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号7番は、一迫地区の田 6筆 19, 859㎡、及び畑 1筆 277㎡、合計20, 1368㎡、経営継承のための所有権移転贈与の1案件、

番号8番は、一迫地区の田 6筆 15, 635㎡、
番号9番は、一迫地区の田 8筆 13, 878㎡、いずれも、相手方の要望による
賃貸借権設定の2案件、
番号10番は、瀬峰地区の畑 1筆 1, 820㎡、経営規模拡大のための所有権移
転売買の1案件、
以上、10案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る3月19日、議席番号17番 佐々木 耕太郎 委員、農地利用最適化推進
委員の 千葉 律夫 委員、及び 小原 公康 委員が、現地確認調査を行っておりますの
で、その結果の報告をお願いいたします。
それでは、小原 公康 推進委員から報告願います。

小原 公康 推進委員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請については、去る3月19日の金曜
日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。
番号1番の詳細については、事務局より説明があったとおりで、大崎市に住所を有す
る農業法人が、農業経営を開始するということで、いちご、アイガモ肉の生産のため、
所有権移転売買になっており、現地確認を行ったところ仮払いを行っており、許可に当
たっては、審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を勘案しますと、特に問題
がないものと判断いたしました。
番号2番から10番の詳細につきましては、事務局から説明があったとおりですが、
労力不足及び相手方の要望による売買や贈与、親子間の経営移譲による贈与、賃貸借権
設定となっており、許可に当たっては、審査基準に適合しており、特に問題がないもの
と判断いたしました。
以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行
います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。
次に、第2区の番号11番から18番までの、8案件を審議いたします。
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号11番は、若柳地区の田 1筆 1, 988㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号12番は、若柳地区の田 8筆 16, 105㎡、及び畑 2筆 1, 332㎡ 合計 17, 437㎡、経営継承のための所有権移転贈与の1案件、

番号13番は、若柳地区の田 24筆 18, 470㎡、及び畑 1筆 449㎡、 合計 18, 919㎡、経営規模拡大のための所有権移転売買の1案件、

番号14番は、若柳地区の田 1筆 981㎡、いずれも、相手方の要望による賃貸借権設定に2案件、

番号15番は、若柳地区の田 26筆 24, 000㎡、及び畑 1筆 244㎡、 合計 24, 244㎡、経営継承のための使用貸借権設定の1案件、

番号16番は、志波姫地区の田 2筆 1, 248㎡、経営規模拡大のための所有権移転売買の1案件、

番号17番は、志波姫地区の田 4筆 11, 171㎡、及び畑 2筆 2, 649㎡、合計 13, 820㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号18番は、志波姫地区の田 5筆 9, 995㎡、相手方の要望による賃貸借権設定に1案件、

以上、8案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る3月22日、議席番号14番 尾形 陽一郎 委員、農地利用最適化推進委員の 氏家 勝子 委員が、現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、14番 尾形 陽一郎 委員から報告願います。

14番 尾形 陽一郎 委員

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請については、去る3月22日の月曜日に3名にて、書類審査を行いました。

番号11番から番号18番については、事務局から詳細に説明があったとおりでございますけれども、いずれも相手方の要望や労力不足などの理由による売買や賃貸借権の設定あるいは、親子間の経営継承のための贈与や使用貸借権の設定となっております。

いずれの案件も、全部効率利用要件や地域調和要件を勘案しますと、許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号19番から27番までの、9案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号19番は、栗駒地区の田 9筆 16, 160㎡、
番号20番は、栗駒地区の田 14筆 17, 035㎡、
番号21番は、栗駒地区の田 1筆 3, 265㎡、
番号22番は、栗駒地区の田 3筆 1, 860㎡、
番号23番は、栗駒地区の田 4筆 4, 275㎡、いずれも、相手方の要望による
賃貸借権設定の5案件、
番号24番は、栗駒地区の田 1筆 1, 079㎡、
番号25番は、栗駒地区の田 2筆 3, 404㎡、いずれも、経営規模拡大のため
の賃貸借権設定の2案件、
番号26番は、鶯沢地区の田 4筆 1, 538㎡、相手方の要望による賃貸借権設
定の1案件、
番号27番は、花山地区の畑 1筆 8, 753㎡、いずれも、経営規模拡大のため
の所有権移転売買の1案件、市外居住者取得により詳細説明。
以上、9案件の説明と許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る3月22日、議席番号19番 岩渕 弘 委員、農地利用最適化推進委員の
佐藤 憲一 委員、及び 高 橋 茂 委員が、現地確認調査を行っておりますので、その結
果の報告をお願いいたします。

それでは、19番 岩渕 弘 委員から報告願います。

19番 岩渕 弘 委員

19番 岩渕です。

議案第2号につきましては、去る3月22日の月曜日に4名にて、書類審査及び現地
確認を行いました。

議案書28ページの番号19番から31ページの26番までの8件につきましては、
事務局からただ今説明ございましたとおり、経営規模拡大並びに労力不足によるもの
で、いずれも賃貸借権設定の案件でございます。すべて書類審査にて問題がないものと
判断いたしました。

番号27番の件につきましては、市外取得者の所有権移転売買で、現地確認を行った

ところ、第3区の参考資料1～2ページのとおり、申請地は道路に面した畑で、牧草が作付けされ、良好に管理されておりました。

許可に当たりましては、特に問題がないものと判断してまいりました。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から27番までの27案件は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から27番までの27案件については、原案のとおり、許可することに決定いたしました。

議長

日程第9、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番の案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、所有権移転売買の案件で、瀬峰地区の畑 2筆 998㎡を住宅用地として転用し、住宅及び駐車場、物置を建築造成するものであります。

農地区分は、農地の広がりがあり第1種農地に該当しますが、申請人の日常生活に欠くことができない住宅を目的とした転用で集落に接続して設置されることから、不許可の例外規定に該当する旨の1案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、千葉 律夫 推進委員から報告願います。

千葉 律夫 推進委員

1 区の推進委員の千葉律夫でございます。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、去る 3 月 1 9 日の金曜日に 4 名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号 1 番について、議案の詳細については事務局から説明があったとおりで、住宅地にある畑で、現在は牧草等の休耕畑でありました。4～5 mの舗装道路に面しており、両隣も住宅が建設されており、転用許可申請に当たっては特に問題はないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第 3 区の番号 2 番の案件を審議いたします。
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第 3 区の番号 2 番は、賃貸借権設定の案件で、栗駒地区の田 2 筆 1, 4 2 8 m²を借受け、業務用地として転用し、申請人が経営する会社の資材置場及び業務用車の駐車場を造成するものであります。

農地区分は、農地の広がりがあり第 1 種農地に該当しますが、既存敷地面積の 2 分の 1 以内の拡張となりますので、不許可の例外規定として取り扱う旨の 1 案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、佐藤 憲一 推進委員から報告願います。

佐藤 憲一 推進委員

佐藤です。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、去る3月22日の月曜日に4名にて、現地確認を行いました。

番号2番の詳細につきましては、事務局の説明のとおりでありまして、業務拡大により、資材置場、駐車場を拡大造成するものであり、許可に当たっては特に問題がないものと判断してまいりました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番・2番の2案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番・2番の2案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第10、議案第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに、審議を行います。

第2区の番号79番・80番の2案件を審議いたします。

議席番号4番 佐々木 弘 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時7分) (4番 佐々木 弘 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後2時8分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号79番は、志波姫地区の田 1筆 2, 897㎡、
番号80番は、志波姫地区の田 7筆 12, 496㎡、いずれも、新規の賃貸借権
設定である旨の2案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号79番・80番の2案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号79番・
80番の2案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号
4番 佐々木 弘 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時9分) (4番 佐々木 弘 委員、着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時9分)

次に、第3区の番号88番の案件を審議いたします。

議席番号 6番 菅原 勝宏 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時9分)(6番 菅原 勝宏 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後2時10分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号88番は、栗駒地区の田 1筆 2, 235㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号88番の案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号88番の案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号6番 菅原 勝宏 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時11分)(6番 菅原 勝宏 委員、着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時11分)

次に、第3区の番号112番から114番までの3案件を審議いたします。

議席番号16番狩野善典委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時11分)(16番狩野善典委員退席)

議長

会議を再開します。(午後2時12分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号112番は、花山地区の田 18筆 12, 155.56㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件

番号113番は、花山地区の田 1筆 789㎡、

番号114番は、花山地区の田 3筆 1, 393㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の2案件、

以上、3案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号112番から114番までの3案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号112番から114番までの3案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号16番 狩野 善典 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時13分) (16番 狩野 善典 委員、着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時13分)

次に、第1区の番号1番から44番までの44案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 5筆 9, 871㎡、及び畑 1筆 959㎡、合計 10, 830㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号2番は、築館地区の田 1筆 4, 504㎡、

番号3番は、築館地区の田 5筆 17, 209㎡、

番号4番は、築館地区の田 4筆 4, 393㎡、

番号5番は、築館地区の田 3筆 12, 979㎡、

番号6番は、築館地区の田 2筆 5, 096㎡

番号7番は、築館地区の田 1筆 2, 297㎡、

番号8番は、築館地区の田 15筆 18, 784. 38㎡、及び、畑 5筆 6, 046㎡、合計 24, 830. 38㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の7案件、

番号9番は、築館地区の田 1筆 3, 423㎡、更新の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号10番は、高清水地区の田 1筆 2, 634㎡、

番号11番は、高清水地区の田 2筆 471㎡、

番号12番は、高清水地区の田 8筆 7, 712㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の3案件、

番号13番は、高清水地区の田 2筆 5, 033㎡、

番号14番は、高清水地区の田 2筆 8, 637㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件、

番号15番は、高清水地区の田 1筆 7, 565㎡、更新の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号16番は、一迫地区の田 1筆 356㎡、

番号17番は、一迫地区の田 1筆 1, 481㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の2案件、

番号18番は、一迫地区の田 12筆 14, 449㎡、

番号19番は、一迫地区の田 7筆 14, 180㎡、
番号20番は、一迫地区の田 7筆 14, 224㎡、
番号21番は、一迫地区の田 3筆 10, 441㎡、
番号22番は、一迫地区の田 2筆 8, 050㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定
である旨の5案件、

番号23番は、一迫地区の田 4筆 12, 918㎡、
番号24番は、一迫地区の田 2筆 5, 777㎡、
番号25番は、一迫地区の田 1筆 904㎡、
番号26番は、一迫地区の田 8筆 12, 798㎡、
番号27番は、一迫地区の田 2筆 8, 915㎡、
番号28番は、一迫地区の田 2筆 2, 229㎡、
番号29番は、一迫地区の田 1筆 3, 311㎡、
番号30番は、一迫地区の田 5筆 5, 822㎡、
番号31番は、一迫地区の田 4筆 4, 404㎡、
番号32番は、一迫地区の田 1筆 2, 269㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定
である旨の10案件、

番号33番は、一迫地区の田 2筆 7, 173㎡、農地中管理事業による新規の賃
貸借権設定である旨の1案件、

番号34番は、瀬峰地区の田 8筆 8, 474㎡、及び畑 1筆 1, 476㎡、
合計 9, 950㎡、

番号35番は、瀬峰地区の田 1筆 5, 655㎡、
番号36番は、瀬峰地区の田 28筆 25, 413㎡、
番号37番は、瀬峰地区の田 10筆 6, 797㎡、
番号38番は、瀬峰地区の田 6筆 7, 591㎡、及び畑 3筆 4, 829㎡、
合計 12, 420㎡、

番号39番は、瀬峰地区の田 6筆 4, 745㎡、
番号40番は、瀬峰地区の田 5筆 22, 964㎡、いずれも、新規の賃貸借権設
定である旨の7案件、

番号41番は、瀬峰地区の田 35筆 35, 841㎡、新規及び更新の賃貸借権設
定である旨の1案件、

番号42番は、瀬峰地区の田 27筆 28, 370㎡、及び畑 2筆 898㎡、
合計 29, 268㎡、

番号43番は、瀬峰地区の田 12筆 10, 658㎡、及び畑 1筆 281㎡、
合計 10, 939㎡、

番号44番は、瀬峰地区の田 12筆 30, 122㎡、及び畑 2筆 7, 612
㎡、合計 37, 734㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の3案件、

以上、44案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号45番から78番までの34案件、及び、番号81番・82番の2案件、合わせて、36案件を審議いたします。
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号45番は、若柳地区の田 8筆 3, 505㎡、
番号46番は、若柳地区の田 2筆 1, 183㎡、
番号47番は、若柳地区の田 8筆 7, 579㎡、
番号48番は、若柳地区の田 7筆 6, 495㎡、
番号49番は、若柳地区の田 6筆 6, 111㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の5案件、
番号50番は、若柳地区の田 11筆 8, 654㎡、
番号51番は、若柳地区の田 12筆 10, 565、
番号52番は、若柳地区の田 1筆 41㎡、
番号53番は、若柳地区の田 20筆 10, 542㎡、
番号54番は、若柳地区の田 2筆 826㎡、及び、志波姫地区の田 12筆 19, 261㎡、合計 20, 087㎡、
番号55番は、若柳地区の田 4筆 4, 092㎡、及び、志波姫地区の田 5筆 5, 724㎡、合計 9, 816㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の6案件、
番号56番は、若柳地区の田 8筆 8, 056㎡、
番号57番は、若柳地区の田 17筆 17, 113㎡、
番号58番は、若柳地区の田 6筆 22, 614㎡、畑 4筆 2, 271㎡、及び、志波姫地区の田 6筆 21, 167㎡、合計 46, 052㎡、新規の使用貸借権設定である旨の1案件、
番号59番は、若柳地区の田 4筆 1, 795㎡、更新の使用貸借権設定である旨の1案件、
番号60番は、金成地区の田 3筆 2, 297㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号61番は、金成地区の田 1筆 4, 000㎡、
番号62番は、金成地区の田 12筆 7, 246㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件、
番号63番は、金成地区の田 14筆 12, 414㎡、
番号64番は、金成地区の田 5筆 10, 183㎡、
番号65番は、金成地区の田 4筆 8, 630㎡、
番号66番は、金成地区の田 2筆 4, 195㎡、
番号67番は、金成地区の田 3筆 3, 040㎡、
番号68番は、金成地区の田 8筆 5, 152㎡、及び畑 2筆 1, 065㎡、
合計 6, 217㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の8案件、
番号69番は、志波姫地区の田 3筆 4, 282㎡、所有権移転売買である旨の1案件、
番号70番は、志波姫地区の田 2筆 2, 048㎡、
番号71番は、志波姫地区の田 2筆 853㎡、
番号72番は、志波姫地区の田 8筆 24, 825㎡、及び畑 2筆 1, 741㎡、合計 26, 566㎡、
番号73番は、志波姫地区の田 18筆 14, 729㎡、及び畑 2筆 599㎡、合計 15, 328㎡、
番号74番は、志波姫地区の田 7筆 10, 486㎡、
番号75番は、志波姫地区の田 4筆 3, 615㎡、
番号76番は、志波姫地区の田 1筆 3, 008㎡、
番号77番は、志波姫地区の田 2筆 4, 524㎡、
番号78番は、志波姫地区の田 1筆 1, 991㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の9案件、
番号81番は、志波姫地区の田 13筆 10, 358㎡、
番号82番は、志波姫地区の田 7筆 9, 058㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の2案件、
以上、36案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

議長

次に、第3区の番号83番から87番までの5案件、番号89番から111番までの23案件、及び、番号115番から123番までの9案件、合わせて、37案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号83番は、栗駒地区の田 1筆 3, 016㎡、
番号84番は、栗駒地区の田 1筆 160㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の2案件、
番号85番は、栗駒地区の田 9筆 9, 587㎡、
番号86番は、栗駒地区の田 5筆 7, 397㎡、
番号87番は、栗駒地区の田 13筆 22, 918㎡、
番号89番は、栗駒地区の田 2筆 3, 469㎡、
番号90番は、栗駒地区の田 4筆 3, 561㎡、
番号91番は、栗駒地区の田 3筆 15, 560㎡、
番号92番は、栗駒地区の田 10筆 11, 444㎡、
番号93番は、栗駒地区の田 1筆 2, 635㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の8案件、
番号94番は、栗駒地区の田 2筆 3, 839㎡、
番号95番は、栗駒地区の田 6筆 11, 090㎡、
番号96番は、栗駒地区の田 21筆 29, 982㎡、
番号97番は、栗駒地区の田 15筆 22, 275㎡、
番号98番は、栗駒地区の田 14筆 26, 966㎡、
番号99番は、栗駒地区の田 8筆 17, 270㎡、
番号100番は、栗駒地区の田 13筆 5, 114㎡、
番号101番は、栗駒地区の田 1筆 5, 147㎡、
番号102番は、栗駒地区の田 3筆 3, 703㎡、
番号103番は、栗駒地区の田 13筆 26, 491㎡、
番号104番は、栗駒地区の田 5筆 5, 994㎡、
番号105番は、栗駒地区の田 18筆 25, 860㎡、
番号106番は、栗駒地区の田 10筆 17, 554㎡、及び畑 3筆 203㎡、
合計 17, 757㎡、
番号107番は、栗駒地区の田 4筆 7, 965㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の14案件、
番号108番は、鶯沢地区の田 2筆 2, 044㎡、所有権移転売買である旨の1案件、
番号109番は、鶯沢地区の田 10筆 8, 991㎡、

番号110番は、鶯沢地区の田 4筆 3, 986㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件、

番号111番は、鶯沢地区の田 20筆 23, 599㎡、更新の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号115番は、花山地区の田 1筆 4, 142㎡、

番号116番は、花山地区の田 2筆 6, 129㎡、

番号117番は、花山地区の田 1筆 3, 079㎡、

番号118番は、花山地区の田 1筆 5, 719㎡、

番号119番は、花山地区の田 1筆 1, 441㎡、

番号120番は、花山地区の田 1筆 3, 192㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の6案件、

番号121番は、花山地区の田 3筆 9, 984㎡、及び畑 1筆 6, 927㎡、合計 16, 911㎡、

番号122番は、花山地区の田 8筆 3, 739㎡、

番号123番は、花山地区の田 3筆 8, 049㎡、いずれも、更新の使用貸借権設定である旨の3案件、

以上、37案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号1番から78番までの78案件、番号81番から87番までの7案件、番号89番から111番までの23案件、及び、番号115番から123番までの9案件、合わせて、117案件については、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号1番から78番までの78案件、番号81番から87番までの7案件、番号89番から111番までの23案件、及び、番号115番から123番までの9案件、合わせて、117案件については、原案を可とすることに、決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第11、議案第5号 農用地利用配分計画について、を議題といたします。
第1区の番号1番・2番の2案件を審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

配分計画の利用権を設定する者は、すべて宮城県農地中間管理機構となります。
第1区の番号1番は、築館地区の田 1筆 6, 203㎡、
番号2番は、一迫地区の田 12筆 60, 579㎡、いずれも、農地中間管理事業
による新規の賃貸借権設定である旨の2案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。
それでは、議案第5号 農用地利用配分計画についての、番号1番・2番の2案件
は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。
よって、日程第11、議案第5号 農用地利用配分計画についての、番号1番・2番
の2案件は、原案を可とすることに決定いたしました。
なお、その旨、栗原市長に通知します。

議長

日程第12、議案第6号 非農地証明願について、を議題といたします。
はじめに、第1区の番号1番から5番までの5案件を審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 5筆 303㎡、願出地は、昭和47年頃から
申請人の会社の業務のため市道の拡幅が必要となり分筆のうえ取得した土地を、道水路

敷地として整備し、現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから、公衆用道路への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号2番は、築館地区の田 1筆 1, 736㎡、願出地は、平成元年頃から労力不足により耕作できずにいたところ原野化し現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから、原野への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号3番は、一迫地区の田 2筆 893㎡、願出地は、昭和55年頃に父が隣接地を使用している会社からの要望に応じ資材置場として貸し出し現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから、雑種地への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号4番は、一迫地区の田 2筆 1, 563㎡、願出地は、平成10年頃に近隣にある会社の駐車場拡張の相談に応じ、貸し駐車場として造成し現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号5番は、瀬峰地区の田 1筆 1, 045㎡、願出地は、平成8年頃から労力不足により耕作できずにいたところ原野化し現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから、原野への地目変更を願い出た旨の1案件、

以上、5案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、小原 公康 推進委員から報告願います。

小原 公康 推進委員

議案第6号 非農地証明願については、去る3月19日の金曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

議案の詳細については事務局から説明があったとおりでございますが、番号1番の件は、現地を確認しますと、写真のとおり道水路用地となってから長期間経過していることが確認できました。ここから農地に復旧することは困難であると判断いたしました。

番号2番の件は、現地確認をしますと、参考資料の写真のとおり原野化し、周辺も崖のようになっていることから農地としての利用は困難であると判断いたしました。

番号3番の件は、現地確認をしますと、参考資料の写真のとおり資材置き場になっておりました。農地への復旧は困難であり、周辺農地と道路とも区別されていることが確認できました。

番号4番の件は、現地確認をしますと、参考資料の写真のとおり駐車場として使用されておりました。道路向の会社が社員用として使用していることで現地調査当日はたくさんの車が駐車しており、農地に復旧することは困難であると判断いたしました。

番号5番の件は、現地確認をしますと、参考資料の写真のとおり背の高い雑草や雑木が繁茂し原野化しており、農地への復旧は困難であると思われます。

以上5案件について、許可に当たっては特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

ここで、非農地証明願の審議の途中ですが、会議開始から1時間以上が経過しましたので、午後2時45分まで、休憩といたします。

休憩：午後2時33分から2時45分まで

議長

休憩中の会議を再開いたします。(午後2時45分)

次に、非農地証明願の第2区の番号6番の案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号6番は、金成地区の畑 1筆 255㎡、願出地は、昭和27年頃から住居への進入路として長年使用され現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、氏家 勝子 推進委員から報告願います。

氏家 勝子 推進委員

議案第6号 非農地証明願については、去る3月22日の月曜日に3名にて、現地確認を行いました。

議案の詳細については事務局の説明のとおりです。

番号6番の件は、現地を確認しますと、宅地への進入路として宅道として今まで利用してきたものを、きちんと精査して必要な手続きをするという観点からも、特に問題がないものと判断されます。以上報告いたします。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号7番の案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号7番は、栗駒地区の畑 1筆 149㎡、願出地は、平成21年に遺産贈与により取得したが、取得以前より耕作されず原野化し現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから、原野への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 憲一 推進委員から報告願います。

佐藤 憲一 推進委員

佐藤です。

議案第6号 非農地証明願については、去る3月22日の月曜日に4名にて、現地確認を行いました。

議案の詳細については事務局の説明のとおりです。

番号7番の件は、現地を確認しますと、太い木が伐採されているなど、放置されている状態であります。

すでに原野化しており、畑に復元することは困難であると判断いたしました。

許可に当たっては、特に問題がないものと思われます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第6号 非農地証明願についての、番号1番から7番までの7案件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第6号 非農地証明願についての、番号1番から7番までの7案件は、原案のとおり、承認することに決定いたしました。

議長

日程第13、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から4番までの、4案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

はじめに、本日の案件についてですが、令和3年3月4日付で市長から当委員会会長宛に諮問されたものであります。

農用地利用計画の今回の変更面積については、農用地域への編入が、3.18a、農用地域からの除外が、46.02a、農業用施設用地から採草放牧地への用途区分の変更が、63.23aとなり、全体で42.84aの減少となっております。

諮問におきましては、他法令との調整がなされた実現可能かつ具体的な転用計画があるか、について意見を求められております。例えば、農用地域から除外があった場合に、転用が可能かどうか農業委員会の意見を求められているものであります。

番号1番、築館1は、編入申し出の案件で、築館地区の原野 1筆 318㎡、この案件については、令和2年第10回の総会においてご審議いただき、その後転用許可となりました農地法第5条許可申請に関連する案件となっております。

事業用地の一部につきまして農業用施設用地として編入を求める申請でございます。なお、事業用地内の周辺農地につきまして、令和2年第13回の総会において、農業用区域から農業用施設用地への変更申出のご審議をいただいております。事業計画者の所有する焼却施設からの焼却熱を利用し、コーヒー豆の栽培を行うため、栽培用の鉄骨ハウス19棟を建築造成する敷地の内部に位置している旨の1案件、

番号2番、築館2及び番号3番、築館3については、同一事業での除外の申し出案件となっております。2番は、築館地区の田 1筆 546㎡、3番は、築館地区の畑 4筆

1, 444 m²、事業計画者が経営する建設業の残土や資材置場等として使用するものがあります。

転用申請に至った際の農地区分は、農地の広がりがあることから第1種農地に該当しますが、転用目的が既存施設の拡張であり、拡張面積が既存敷地面積の2分の1以下となりますので、不許可の例外規定に該当する旨の2案件、

番号4番、築館4は、除外申し出の案件となっており、築館地区の田 1筆 567 m²、除外の目的は、申請地を転用し住宅及び駐車場を建築造成するものであります。

転用申請に至った際の農地区分は、農地の広がりがあることから第1種農地に該当しますが、住宅建築を目的とした転用計画で集落に接続して設置されることから、不許可の例外規定に該当する旨の1案件、

以上、4案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、小原 公康 推進委員から報告願います。

小原 公康 推進委員

議案第7号 農業振興地域整備計画の変更については、去る3月19日の金曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

議案の詳細については事務局から説明があったとおりでございます。番号1番は、農業用施設用地への編入の案件で、周辺の土地と合わせてコーヒー豆栽培のハウスを建築するものです。周囲はすべて同じ事業用地となるため、土地の効率的な利用の観点からも編入に当たっては特に問題がないものと判断いたしました。

番号2番と3番は、同一事業の案件で、農用地から除外し資材置き場等を造成するものです。現地は自己保全管理されている農地で周辺についてもほぼ同じような管理状況でした。資材置き場等の造成は周囲の環境に配慮した造成を行うということですので、農用地からの除外に当たっては特に問題がないものと判断いたしました。

番号4番の案件は、農地の一部を農用地から除外し住宅を建築するものです。

排水及び建築造成について、周囲に配慮して行うということですので、除外に当たっては特に問題がないものと判断いたしました。以上で、現地確認報告を終わります。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「はい」の声—

議長

1 1 番、三浦正勝 委員

1 1 番、三浦 正勝 委員

1 1 番の三浦です。参考資料の表示について、一部標記が欠けているように思われる場所があるが、説明をお願いします。

議長

事務局説明

事務局

質問のとおりでございますので、以後注意いたします。

議長

よろしいですか

1 1 番、三浦 正勝 委員

はい、了解しました。

議長

その他ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号5番・6番の、2案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号5番、金成1は、農用地区域除外の案件となっており、金成地区の田 1筆 199㎡、変更及び除外の目的は、現在の宅地に駐車場がないため申請地を転用し、家族及び来客用の駐車場を造成するものであります。

転用申請に至った際の農地区分は、農地の広がりがあることから第1種農地に該当しますが、集落に接続して設置される計画であることから、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

番号6番、志波姫1は、農用地区域除外の案件となっており、志波姫地区の畑 1筆 120㎡、変更及び除外の目的は、隣接地に事業計画者の事業所があるが。従業員用の

駐車場がないため申請地を転用し、従業員用の駐車場を造成するものであります。

転用申請に至った際の農地区分は、2種類以上の埋設管が備わっており、周辺に医院等が2軒以上立地していることから、第3種農地で取り扱う旨の1案件、以上、2案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、氏家 勝子 推進委員から報告願います。

氏家 勝子 推進委員

議案第7号については、去る3月22日の月曜日に3名にて、現地を確認してまいりました。

詳細については、事務局が説明したとおりであります。

番号5番・6番とも生産性の低い農地であり、どちらも現在は作付けされておらず、除草された状態で維持管理がなされておりました。

いずれも、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号7番・8番の、2案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第3区の番号7番、栗駒1は、農用地区域からの除外の案件で、栗駒地区の田 2筆4, 307㎡のうち1, 726㎡、事業計画者は宮城県となっており、除外の目的は、森林法第10条に基づく治山事業によるもので、土砂流出防止機能の向上を図るため、治山ダム1基を設置し、周囲の森林を森林法第25条に基づく保安林指定を行うものであります。

農用地区域除外後の農地区分については、周囲を森林に囲まれ、分断された生産性の低い小集団農地となることから、第2種農地で取り扱う旨の1案件、

番号8番、栗駒2は、用途区分変更の案件で、栗駒地区の雑種地 1筆 4,937㎡、山林 1筆 199㎡、ため池 1筆 1,187㎡、合計 6,323㎡、この土地については、農振計画上は農業用施設用地となっておりますが、飼料用作物栽培のため、採草放牧地へ用途変更する旨の1案件、
以上、2案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、高橋 茂 推進委員から報告願います。

高橋 茂 推進委員

議案第7号については、去る3月22日の月曜日に4名にて、現地確認調査を行いました。

番号7番、8番の2案件につきましては、詳細は事務局の説明のとおりで、申し出のとおり特に問題がないものと判断いたしましたので報告いたします。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更についての、番号1番から8番までの8案件は、問題なしと意見を附し、栗原市長に通知することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更についての、番号1番から8番までの8案件は、問題なしと意見を附し、栗原市長に通知することに決定いたしました。

議長

日程第14、議案第8号 令和3年度栗原市農業委員会事業計画について、を議題とし、審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

この案件につきましては、先の連携会議で内容の説明を行っておりますが、農業委員会においては、果敢に農地利用の最適化に取り組み、「農地所有者の意向把握」と「地域での話し合い」を重点化・明確化しながら、地域活動に積極的に取り組むことを基本方針とし、

- (1)「農業委員会の円滑な運営と活動展開」、
- (2)「総会の円滑な運営」、
- (3)「農業委員及び農地利用最適化推進委員の地区担当活動の充実」、
- (4)「地域農業者、農業団体との連携強化」、
- (5)「農地確保・有効利用」、
- (6)「農業者年金の加入促進」、
- (7)「情報提供活動」、
- (8)「女性農業委員・推進委員活動」の項目を説明。

ご審議のほど、よろしく願いいたします

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

－「質疑なし」の声－

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第8号 令和3年度 栗原市農業委員会事業計画について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

－「異議なし」の声－

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第14、議案第8号 令和3年度 栗原市農業委員会事業計画については、原案のとおり、決定いたしました。

議長

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和3年 第3回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

議長（会長）

ご起立願います。ご苦勞様でした。

< 午後 3時 18分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員